

営業所別停水予告・停水処分について

(単位：件)

営業所 \ 年度		2 0	2 1	2 2
東 山	停水予告	1, 201	1, 073	871
	停水処分	115	126	160
山 科	停水予告	5, 152	5, 354	5, 386
	停水処分	819	863	750
北	停水予告	1, 969	1, 856	1, 827
	停水処分	368	289	312
丸太町	停水予告	1, 423	1, 482	1, 601
	停水処分	203	232	207
右 京	停水予告	2, 997	3, 456	3, 657
	停水処分	322	376	328
西 京	停水予告	2, 353	2, 407	2, 315
	停水処分	249	258	247
左 京	停水予告	3, 363	3, 080	3, 007
	停水処分	577	579	492
九 条	停水予告	3, 244	3, 606	3, 152
	停水処分	522	547	494
伏 見	停水予告	4, 977	4, 786	4, 726
	停水処分	795	719	729
合 計	停水予告	26, 679	27, 100	26, 542
	停水処分	3, 970	3, 989	3, 719

水道料金及び下水道使用料の仕組みと単価

(1) 水道料金表

(1 箇月につき)

基本料金			従量料金 (1 m ³ につき)						
種別	基本水量	金額	11 m ³ ～ 30 m ³	31 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 200 m ³	201 m ³ ～ 500 m ³	501 m ³ ～ 5,000 m ³	5,001 m ³ ～ 10,000 m ³	10,001 m ³ ～
13・20mm	10 m ³ まで	870 円	162 円	189 円	206 円	223 円	262 円	301 円	339 円
25mm		1,690 円							
40mm		2,470 円							
50mm		9,250 円							
75mm以上		15,470 円							
共 用	8 m ³ まで	150 円	8 m ³ を超え 30 m ³ までの 1 m ³ につき 22 円, 30 m ³ を超え 500 m ³ までは専用と同じ, 500 m ³ を超える 1 m ³ につき 262 円						

注1 染色整理業用については, 101 m³以上の従量料金を減額し, 101 m³～500 m³ 188 円, 501 m³以上 221 円とする。

2 水道料金の額は, 上記の表により計算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額 (1 円未満の端数は切捨て) とする。

(2) 下水道使用料

(1 箇月につき)

基本使用料			従量使用料（1 m ³ につき）				
種別	基本水量	金額	11 m ³ ～ 30 m ³	31 m ³ ～ 100 m ³	101 m ³ ～ 200 m ³	201 m ³ ～ 500 m ³	501 m ³ ～
一般	10 m ³ まで	700 円	119 円	167 円	188 円	206 円	218 円
公衆浴場				1 m ³ につき 16 円			
共 用	8 m ³ まで	89 円	9 m ³ ～30 m ³ 11 円	167 円	188 円	206 円	218 円
特別汚水に係る使用料加算率				3倍以内			

注1 染色整理業用については, 101 m³以上の従量使用料を減額し, 101 m³～500 m³ 148 円, 501 m³以上 185 円とする。

2 下水道使用料の額は, 上記の表により計算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額 (1 円未満の端数は切捨て) とする。

一般家庭の水道料金及び下水道使用料の基本料金比較(1 箇月) について

平成23年1月1日現在

区 分 都市名	水道料金		下水道使用料	
	基本水量	基本料金	基本水量	基本使用料
	m ³	円	m ³	円
京都市	10	870	10	700
札幌市	10	1,320	10	600
仙台市	－	1,250	10	703
さいたま市	8	1,080	－	660
東京都	5	1,170	8	560
川崎市	8	530	8	660
横浜市	8	790	8	630
新潟市	－	2,090	10	1,190
静岡市	－	380	－	925
浜松市	－	640	－	600
名古屋市	6	1,070	10	560
大阪市	10	950	10	550
堺市	－	650	－	715
神戸市	10	880	10	470
岡山市	－	1,020	－	538
広島市	－	810	6	695
北九州市	－	900	10	634
福岡市	－	1,330	－	760

注1 東京都及び政令指定都市(千葉市、相模原市を除く。)計18都市の比較を示す。

2 水道料金は、口径20ミリメートルで比較した。

3 消費税及び地方消費税相当額を除く額である。

水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 水道料金の福祉減免制度について（東京都及び政令指定都市（千葉市、相模原市を除く。）計18都市）

（平成23年1月1日現在）

都市	減 免 対 象	減 免 内 容	規 定 根 拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯 市民税非課税世帯 中国残留邦人などに対する支援給付世帯	基本料金相当額を減額	仙台市水道事業給水条例第35条
さいたま市	生活扶助受給世帯及びそれに準じる世帯	口径13mmの基本料金相当額（1箇月につき890円）を減額	さいたま市給水条例第40条第2項 施行規程第22条第2項
東京都	生活扶助受給世帯	基本料金に100分の105を乗じて得た額を免除	東京都給水条例第30条2項
	児童扶養手当受給世帯	ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
	特別児童扶養手当受給世帯	共同住宅扱いで、1～3の異なる種類の減免対象者が混在しているもの	
	混在	基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額の10%を減額	東京都給水条例第30条1項
	社会福祉施設	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額から、基本料金に100分の105を乗じて得た額を差し引いた額を免除	
	児童扶養手当受給世帯	ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を差し引いた額を免除	
	特別児童扶養手当受給世帯	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
川崎市	生活保護世帯	(1)生活扶助	川崎市水道条例第42条 施行規程第34条
		(2)教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助	
	中国残留邦人等支援給付受給世帯	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
横浜市	身体障害者世帯	基本料金相当額を減額	横浜市水道条例第36条 施行規程第22条第1項
	知的障害者世帯		
	重複障害者世帯		
	要介護高齢者世帯		
	生活保護ひとり親世帯 （平成17年6月までは生活保護世帯として実施）		
	身体障害者世帯		
	知的障害者世帯		
	重複障害者世帯（身体）		
	重複障害者世帯（精神）		
新潟市	要介護世帯	—	—
	ひとり親家庭等医療費助成世帯		
	精神障害者世帯		
	特別児童扶養手当受給世帯		
静岡市	減免制度なし	—	—
浜松市	減免制度なし	—	—

都市	減 免 対 象	減 免 内 容	規 定 根 拠
名古屋市	生活扶助受給世帯	専用 口径にかかわらず13mmとみなし、基本料金相当額を減額 共用 10㎡までの料金相当額を減額	名古屋市水道給水条例第32条 施行規程第33条
	高齢者世帯		
	障害者世帯		
	母子世帯		
	障害児世帯		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律に基づく生活支援給付受給世帯		
大阪市	ひとり親世帯及びそれに準じる世帯	基本料金相当額を減額 ※いずれも生活保護の生活扶助費及び中国残留邦人の支援給付の生活 支援給付を受給されている世帯を除く。	大阪市水道事業給水条例第36 条 施行規程第37条の2、第37条の 3
	重度障害者世帯		
	高齢者世帯		
	精神障害者世帯		
	社会福祉施設	料金の40%を減額	
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	民間社会福祉施設	従量料金の20%を減額(一部10%)	神戸市水道条例第35条 施行規則第24条の2
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯	基本料金相当額を減額	広島市水道給水条例第41条の2 施行規程第31条の2
	障害者世帯		
	寝たきり老人等世帯		
	ひとり親世帯		
	社会福祉施設		
	中国残留邦人等世帯		
北九州市	減免制度なし	—	—
福岡市	減免制度なし	—	—

(2) 下水道使用料の福祉減免制度について(東京都及び政令指定都市 計20都市)

(平成23年1月1日現在)

都市	減 免 対 象	減 免 内 容	規 定 根 拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯	全額	仙台市下水道条例第11条の9
	中国残留邦人等	全額	
	市民税非課税世帯	基本使用料の減免	
さいたま市	生活保護世帯	全額	さいたま市下水道条例第27条 施行規則第21条第4項
	罹災世帯	全額	
	児童扶養手当受給者	基本料金	
	非課税者	基本料金	
	中国残留邦人等	全額	
千葉市	生活保護世帯	使用料の金額	千葉市下水道条例第21条
	生活支援給付世帯(中国残留邦人等)	使用料の金額	
	身体障害者世帯(1, 2級)	基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料とこれに係る消費税等相当額(同居人を含めて全員の市・県民税が非課税の場合)	
	知的障害者世帯(重度以上)	基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料とこれに係る消費税等相当額(同居人を含めて全員の市・県民税が非課税の場合)	
	65歳以上で、要介護4, 5	基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料とこれに係る消費税等相当額(同居人を含めて全員の市・県民税が非課税の場合)	
	精神障害者世帯(1級)	基本使用料の免除	
東京都	生活扶助世帯, 児童扶養手当受給世帯, 特別児童扶養手当受給世帯	基本使用料免除	東京都下水道条例第20条2項
	社会福祉施設	使用料の20%を減額	東京都下水道条例第20条1項
	住宅, 教育, 医療扶助, 介護扶助受給・生活保護世帯	基本使用料の免除	
	高齢者世帯	基本使用料の免除	
	生活関連業種	50~200㎡/月分に5円/㎡を乗じて得た額に105/100を乗じた額を減額	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付等受給世帯	基本使用料の免除	
川崎市	身体, 知的障害者 (1)1, 2級障害者世帯 (2)知能指数35以下 (3)3級障害者でかつ知能指数50以下 (4)市長が同程度と見なした者	1月につき排出汚水量10㎡の使用料免除	川崎市下水道条例第33条 施行規程第20条
	65歳以上で要介護認定4又は5 社会福祉施設(国または地方公共団体が経営するものを除く)	下水道使用料の10%減免	
横浜市	生活保護ひとり親世帯 (平成17年9月までは生活保護世帯として実施) 1, 2級身体障害者 知能指数35以下 身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下の条件の2つ以上に該当する者 寝たきり世帯, 重度痴呆症老人世帯 ひとり親家庭等医療費助成世帯 特別児童福祉手当の支給を受けている者 要介護4, 5の認定を受けた者 1級精神障害者 身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下のいずれかに該当する者が二人以上いる世帯	基本使用料の免除	横浜市下水道条例第22条 施行規則第32条
相模原市	生活保護世帯	全額減免	相模原市公共下水道使用料徴収条例第7条 施行規則第12条
	身体障害者世帯	基本使用料を減免	
	知的障害者世帯	基本使用料を減免	
	重複障害世帯(知的障害・身体障害)	基本使用料を減免	
	精神障害者世帯	基本使用料を減免	
	要介護世帯	基本使用料を減免	
新潟市	生活扶助受給者世帯	全額免除	新潟市下水道条例第31条
静岡市	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	基本使用料の免除	静岡市下水道条例第16条

都市	減 免 対 象	減 免 内 容	規 定 根 拠
浜松市	生活保護者	基本使用料を免除	浜松市下水道条例第28条
名古屋市	生活扶助受給者世帯	専用 基本使用料相当額を減額 共用 10㎡までの使用料相当額を減額	名古屋市下水道条例第20条 施行規程第41条
	高齢者世帯		
	障害者世帯		
	母子世帯		
	障害児世帯		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付受給世帯		
大阪市	ひとり親及びそれに準じる世帯	基本使用料の免除	大阪市下水道条例第28条 施行規則第13条の2
	重度（心身）障害者世帯		
	高齢者世帯		
	精神障害者世帯		
	社会福祉施設（民営）	使用料の40％を減額	
	（1）救護施設		
	（2）更生施設		
	（3）授産施設		
	（4）宿所提供施設		
	（5）児童福祉施設		
	（6）老人福祉施設		
	（7）身体障害者更生援護施設		
	（8）知的障害者援護施設		
（9）その他市長が必要と認める社会福祉施設			
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	社会福祉施設（民営）	使用料の全額を免除	神戸市下水道条例第19条 施行規則第20条
	（1）保護施設（医療保護施設を除く）（生活保護法）		
	（2）児童福祉施設（助産施設を除く）（児童福祉法）		
	（3）身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法）		
	（4）婦人保護施設（売春防止法）		
	（5）社会福祉事業に係る施設（社会福祉法）		
	（6）更生保護施設（更生保護事業法）		
	（7）老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除く）（老人福祉法）		
（8）特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター	使用料の50％相当額を減額		
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯	1 か月につき排出量10㎡（満たない場合はその排出量）の使用料相当額を免除	広島市下水道条例第58条 施行規則第33条
	中国残留邦人等世帯		
	障害者世帯		
	寝たきり老人等世帯		
	ひとり親世帯		
	社会福祉施設	使用料の全額を免除	
	地震災害世帯		
	豪雨災害世帯		
北九州市	生活保護世帯	基本使用料の減免	北九州市下水道条例第27条
	中国残留邦人	基本使用料の減免	
福岡市	生活扶助受給世帯（中国残留邦人等はH20.4.1～）	使用料の全額を免除	福岡市下水道条例第29条 施行規則第42条

営業所別鉛製給水管取替状況について

(平成22年度末現在)

(単位：件)

営業所	22年度取替件数		全給水 装置数	鉛管残存装置数		鉛管残存率(%)	
	全体	道路部分		全体	道路部分	全体	道路部分
東 山	827	783	19,255	4,585	4,134	23.8	21.5
山 科	2,044	1,853	60,112	19,458	13,137	32.4	21.9
北	2,218	2,096	62,414	24,898	15,903	39.9	25.5
丸太町	1,893	1,672	49,064	17,890	10,819	36.5	22.1
右 京	2,641	2,355	64,636	21,520	14,937	33.3	23.1
西 京	1,357	1,292	47,054	14,520	9,891	30.9	21.0
左 京	1,917	1,860	60,520	21,703	14,197	35.9	23.5
九 条	2,699	2,563	63,958	26,297	18,491	41.1	28.9
伏 見	3,344	3,145	74,006	28,653	20,310	38.7	27.4
計	18,940	17,619	501,019	179,524	121,819	35.8	24.3

平成22年度鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績について

(単位：件)

営業所	申込み	交 付
東 山	8	8
山 科	0	0
北	14	14
丸太町	12	12
右 京	1	1
西 京	0	0
左 京	34	34
九 条	7	7
伏 見	4	4
計	80	80

上下水道施設の震災対策の取組について

(1) 水道施設

(平成22年度末現在)

施 設	耐震化の状況
ア 取水・導水施設	○ 疏水路の補強等 第1疏水路補強完了, 第2疏水連絡トンネル完成, 緊急遮断ゲート設置2箇所完了 ○ 導水きょの耐震化 新山科浄水場導水きょ改良工事完了
イ 浄水場等基幹施設	○ 全浄水場管理本館等の耐震補強完了 ○ 配水池における緊急遮断弁の設置 14池設置済み(残り1池)
ウ 水道管路	○ 配水管の耐震化 管路の耐震化率 8.0% 主要管路の耐震適合性管の割合 39.8% ○ 連絡幹線の布設 河原町連絡幹線完成(蹴上低区⇔新山科低区) 堀川連絡幹線完成(蹴上低区⇔新山科低区) 葛野連絡幹線完成(山ノ内低区⇔新山科低区) 吉田連絡幹線施工中(蹴上最高区⇔松ヶ崎最高区) 御陵連絡幹線施工中(蹴上高区⇔新山科高区)

(2) 下水道施設

(平成22年度末現在)

施 設	耐震化の状況
ア 水環境保全センター等基幹施設	○ 全水環境保全センター管理棟の耐震補強完了 ○ 水環境保全センターの施設(建築)の耐震化 施設(建築)の耐震化率 74.2% ○ 水環境保全センターの電気設備の地上化 電気設備の地上化率 88.0%
イ 下水道管路	○ 重要管路の耐震化 更正工事等(単年度) 7km(4km) ○ 経年管の改築更新 経年管対策率 79.3%